

めざせ! 賢い消費者

# 伊達な くらし 入門

其の壱

其の弐

其の参

其の四

其の五

其の六

## 契約・取引の心得

契約ってなに?取引ってなに?トラブルが起きたらどうすればいいの?そんな消費生活に関わる基本的な心得を伝授します。

## だま 騙されないための心得 1

増え続けるネットトラブル。巧妙化する悪質・有害サイトの手口に騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。

## だま 騙されないための心得 2

ネットの世界だけじゃない。街の中にもいるんな鼠が。甘い言葉やおいしい話に騙されないようにするための基本的な心得を伝授します。

## ネット社会の心得

インターネットの便利さの裏側には知っておかなければならない危険性も。ネットを楽しく安全に使うための基本的な心得を伝授します。

## もったいないの心得

地球の資源は無尽蔵ではありません。限りある資源を大切に使い、社会の発展を持続させていくための基本的な心得を伝授します。

## 消費で世直しの心得

消費が社会を動かす力を自覚し、消費を通じてよりよい社会を築いていくための基本的な心得を伝授します。



伊達三傑・武の武将  
伊達 成実



伊達三傑・智の武将  
片倉 小十郎景綱



鬼小十郎  
片倉 小十郎重綱



伊達の隠密・黒腰巾組  
くの響



おくのほそ道  
松尾 芭蕉

慶長遣欧使節  
支倉 六右衛門常長



物も少なく、今とくらべれば不便なくらしをしていただわれらの時代。  
じゃが、人々は物や自然を大切にし、互いにいたわりあい、こころ豊かに暮らしておった。  
ところが昨今はくらしが便利になり過ぎて自然のありがたみが忘れ去られ、人心は荒廃し、悪い輩も出没しておると聞く。  
そこでわれら武将隊が、そんな時勢を正すために、伊達六十二万石に伝わる「伊達なくらし」の心得を伝授して進ぜよう。  
新しい時代をつくっていくのはそなたたちじゃ。  
いまから教えるこの心得を肝に銘じ、悪い輩につけ入る隙を与えず、天下や環境をおもんばかる賢い消費者となり、千代つづく、よりよき世を築いていくのじゃ。



仙台藩初代藩主  
伊達 政宗

奥州仙台 おもてなし集団  
伊達武将隊



# 其の電

## 契約・取引の心得

契約ってなに？取引ってなに？  
トラブルが起きたらどうすればいいの？  
そんな消費生活に関わる基本的な心得を伝授します。

## 知っておきたい用語解説

### 消費者

お金を支払って商品やサービスを購入して使用する人のことを「消費者」といいます。

### 契約

契約は買う人(消費者)と売る人(事業者など)が「何をいくらで売買するか」合意したときに成立します。契約書があるときだけでなく、口約束でも契約は成立しています。日常的な買い物も契約のひとつです。契約が成立すると、契約に基づいた権利・義務が生じるため、基本的には一方的な都合で取り消すことはできません。

※有効に成立した契約を勝手にやめると「違約金」や「損害賠償」などを請求される場合もあります。

### 未成年者の契約

親の同意なく未成年者が行った契約は取り消すことができます(未成年者取消権)。ただし小遣いの範囲で行った契約や「成人である」とウソをついた場合など、取り消しできないこともあります。

※事業者にウソを書くようにそのかされた場合には取り消しできません。

### 【成年年齢が20歳から18歳に】

2022年4月に成年年齢が引下げられ、18歳になると親の同意がなくても高額な契約やローン・クレジットの契約もできるようになりました。一方で、保護されていた未成年者取消権がなくなるため、悪質業者のターゲットになってトラブルに巻き込まれることが懸念されています。

### クーリング・オフ

契約はいったん成立すると一方の都合でやめることはできません。しかし不意打ち的に勧誘を受け、冷静に考える余裕もないまま契約をしてしまう場合もあるため、それを救済するために設けられた制度が「クーリング・オフ(=頭を冷やして考える)」です。この制度を使うと、一定の期間内であれば、一方的な意思表示のみで契約の解除ができます。ただし自分から店に向いて購入した場合や自分から電話やインターネットで申し込むなどの通信販売の場合には適用されません。わからない時は早めに消費生活センターに相談しましょう。

### 消費者基本法

「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を目的に定められた法律です。条文の中では、安全が確保される権利、選択の機会が確保される権利、必要な情報が提供される権利、教育の機会が確保される権利、意見が政策に反映される権利、被害が救済される権利といった、消費者の権利が明記されています。またその権利を自分たちで守るために、学び、調べ、意見を言うなどの自立的な活動が求められています。

### 消費者契約法

一般的に消費者と事業者との間では、情報の質や量、交渉力の格差があり、そのため消費者が不利な立場に立たされることも少なくありません。「消費者契約法」は、そういった場合に消費者の利益を保護することを目的に定められた法律です。事業者が事実と違うことを言ったり、消費者にとって不利になる事実を告げないなどの不適切な勧誘方法によって結んだ契約については、消費者が契約の意思表示を取り消すことができるよう定めています。また消費者の利益を不当に害する契約内容についても、それを無効とすることで、消費者の利益の保護を図っています。

### PL法

消費者保護のために製造者の責任を定めた法律の一つ。製造物責任法の略。製品の使用中、製品の欠陥により消費者が生命、身体、または財産に損害を受けたとき、製造者の賠償を受けられるという法律です。

### 特定商取引法

訪問販売や通信販売、電話勧誘販売など、消費者トラブルが起こりやすい取引の種類を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフなどの消費者を守るルールを定めた法律です。これにより、事業者による違法・悪質な勧誘行為などを防止するとともに、消費者の利益が保護されています。

### 消費者庁

消費者の権利の尊重、消費者の自立の支援などの基本理念にのっとり、消費者が主役になる社会の実現に向けて活動している国の行政機関。各省庁や国民生活センター、地方自治体などと連携して、法律や制度にもとづいて、消費者を支え、守る仕事に取り組んでいます。

### 消費生活センター

消費者の保護を目的とした、都道府県や市町村の行政機関で、仙台市の消費生活センターは定禅寺通りの141ビル(三越定禅寺通り館)の5階にあります。専門の相談員が、商品やサービスの契約トラブルなどのご相談を受け、解決に向け助言やあっせん等を行っています。

〈仙台市消費生活相談ダイヤル〉

☎022-268-7867(なやむな)



マスコットキャラクターさっちゃん

「武士に二言はない！」。  
有効に成立した契約は、一方的に  
取り消せないものと心得よ！

